

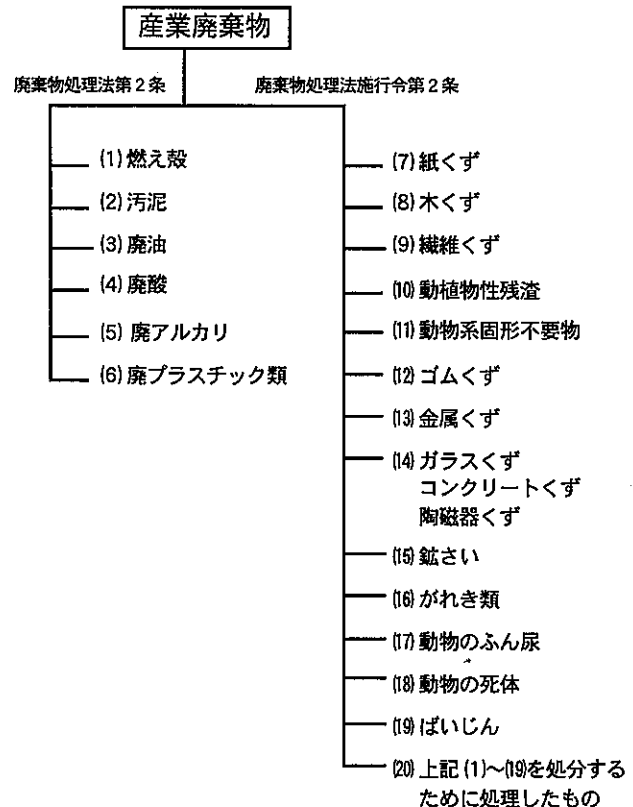
環境安全ニュース

大阪大学保全科学研究センター

解説：特別管理産業廃棄物多量排出事業者制度について

平成12年6月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の改正により、産業廃棄物の多量排出事業者は産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書を作成し、都道府県知事に提出しなければならなくなった。翌年には、その計画の実施状況についても報告が義務づけられた。平成13年度に、大阪大学吹田地区が特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に該当したので、平成14年8月にその処理計画書を提出した。

放射性物質およびこれによって汚染された物を除く固形状あるいは液状（気体は除く）の汚物または不要物を廃棄物という。廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に大別され、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた次の20種類のものが産業廃棄物で、それ以外の廃棄物を一般廃棄物という。



- (1) 燃え殻、(2) 汚泥、(3) 廃油、(4) 廃酸、(5) 廃アルカリ、(6) 廃プラスチック類、(7) 紙くず、(8) 木くず、(9) 繊維くず、(10) 動植物性残渣、(11) 動物系固形不要物、(12) ゴムくず、(13) 金属くず、(14) ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、(15) 鋳さい、(16) がれき類、(17) 動物のふん尿、(18) 動物の死体、(19) ばいじん、(20) 上記(1)~(19)を処分するために処理したもの。

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などの人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する次のものを特別管理産業廃棄物といい、収集から処分までの全過

程において厳重に管理しなければならない。

- (1) 廃油（引火点70℃以下）
- (2) 廃酸（pH 2.0以下）
- (3) 廃アルカリ（pH 12.5以上）

(4) 感染性産業廃棄物

(5) 特定有害産業廃棄物（廃PCB、PCB汚染物および処理物、指定下水汚泥およびその処理物、鉍さいおよびその処理物、有害物質を判定基準以上含むもの）。

最初に述べたように、平成12年6月の「廃棄物処理法」の改正により、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者（産業廃棄物の多量排出事業者という）あるいは前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者という）は、

- (1) 当該事業場に係るそれぞれ産業廃棄物あるいは特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- (2) 知事に提出した産業廃棄物あるいは特別管理産業廃棄物の処理計画の実施状況報告書を翌年度に提出しなければならない。
- (3) 知事は処理計画および実施状況報告書を公表する。

このように、事業活動に伴い生ずる廃棄物の発生量および性状を的確に把握し、最終処分に至る全ての過程を適正に管理しなければならない。そのためには、事業所内の管理体制の整備・充実を図るなどの措置を講じることが必要である（適正管理）。また、廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、無害化や安定化を図るよう努めたり、事業場外への排出を抑制することが必要である（減量化推進）。

感染性産業廃棄物を除く特別管理産業廃棄物の本学における平成13年度の処理実績を表1に示す。本表より、吹田地区の特別管理産業廃棄物の処理実績が59トンを上回り、吹田地区が特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に該当した。平成14年8月に特別管理産業廃棄物処理計画書

表1 大阪大学における特別管理産業廃棄物処理実績（平成13年度）

| 種 類 | 吹田地区 | 豊中地区 |
|---------|---------|--------|
| | トン/年 | トン/年 |
| 廃 油 | 0.7559 | 6.4800 |
| 汚 泥 | 0.9510 | |
| 廃 酸 | 0.1230 | |
| 廃アルカリ | 0.0500 | |
| 有害汚泥 | 4.4253 | 0.1560 |
| 有害廃油 | 47.0440 | 1.4305 |
| 有害廃酸 | 2.5245 | 0.0510 |
| 有害廃アルカリ | 3.2915 | 0.0010 |
| 有害廃棄物 | 0.0070 | |
| 合 計 | 59.1722 | 8.1185 |

を大阪府知事に提出した。

その計画書の主な項目は次の通りである。

- (1) 特別管理産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項（管理体制の整備、情報管理体制、啓蒙活動）
- (2) 特別管理産業廃棄物の排出抑制および処理に関する事項（① 減量化に対する事項：減量化の基本方針、特別管理産業廃棄物の評価、減量化目標、減量化手法、② 適正管理に関する事項：適正管理、環境への配慮）

廃棄物処理法の改正による本制度は、多量排出事業者が自主的かつ積極的に事業者の責務を果たし、産業廃棄物の処理対策を効果的に推進することを目的としており、PRTR制度と同じ考え方に基づいている。

前号に紹介したように、平成16年度から全学的な運用を目指して薬品管理システムの導入を進めており、化学薬品のみならず最終的には特別管理産業廃棄物についても管理していきたいと考えており、皆様方のご協力をお願いします。

最近の排水水質分析結果について

今回は平成14年8月から11月の排水検査結果より、主な項目について示した（豊中地区は10月の結果のみを掲載）。

吹田地区では、最終排水口において基準値を超えた項目はなかった。10、11月にジクロロメタンが定量下限値程度の濃度で検出された（図2）。また、10月に行われた採水地点別の分析でも基準値を超えた項目はなかった。ジクロロメタン（No.1～4地点と最終排水口）と1,1,1-トリクロロエタン（No.1と3地点）が定量下限値程度の濃度で検出された（図4）。

豊中地区では、排水は共通教育機構側と理学部・基礎工学部側の2つの系統に分かれて公共下水道に排出される。共通教育機構側は問題なかったものの、理学部・基礎工学部側で下水道基準値（20 mg/l）を大きく超えるn-ヘキサン抽出物質（63 mg/l）が検出された（図3）。また、総水銀が0.003 mg/l（基準値0.005 mg/l）検出された。

毎年、年末から年度末の研究活動が活発化する時期に、高濃度の有害化学物質が検出されるため、今後も、環境中に有害物質を排出しないよう皆様の適切な処置・処理をお願いします。

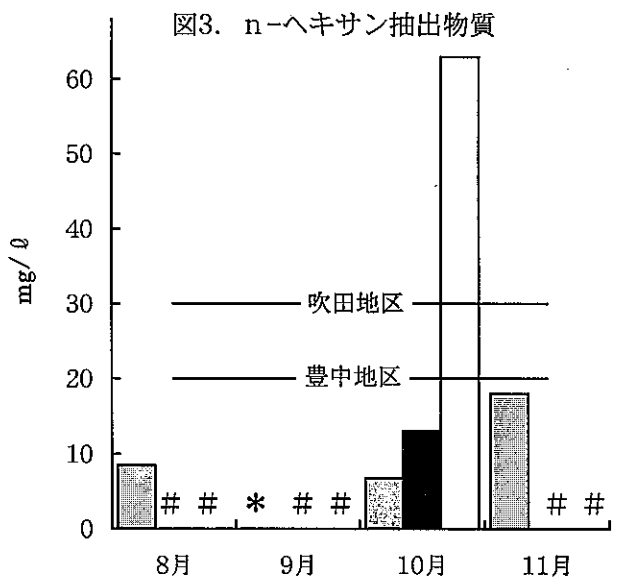
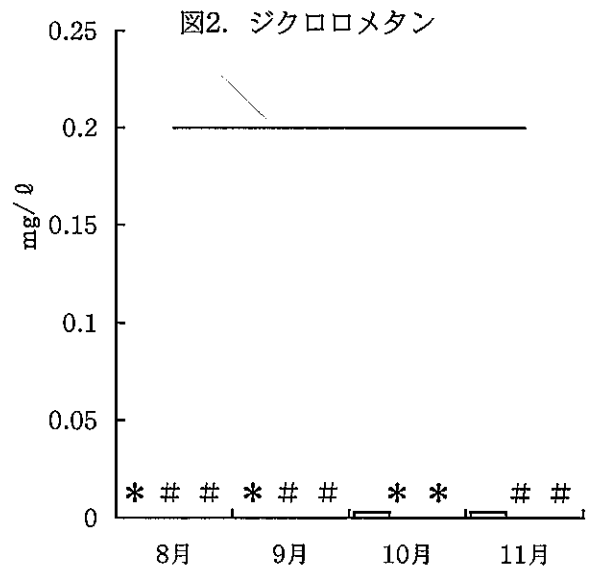
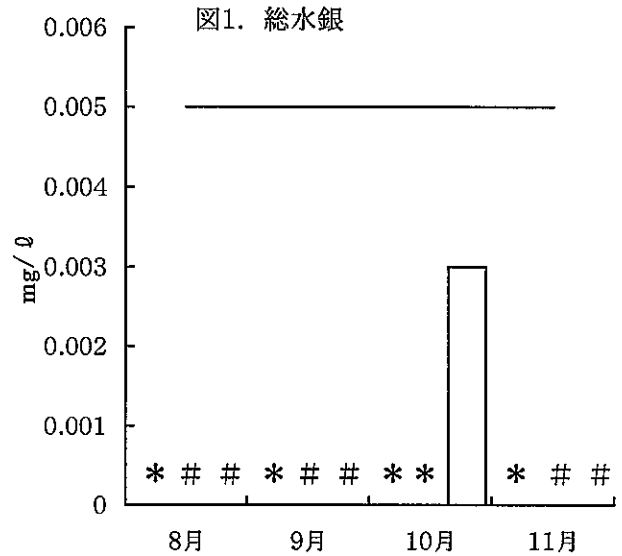
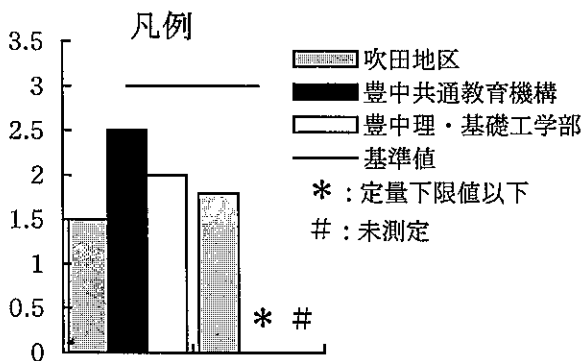
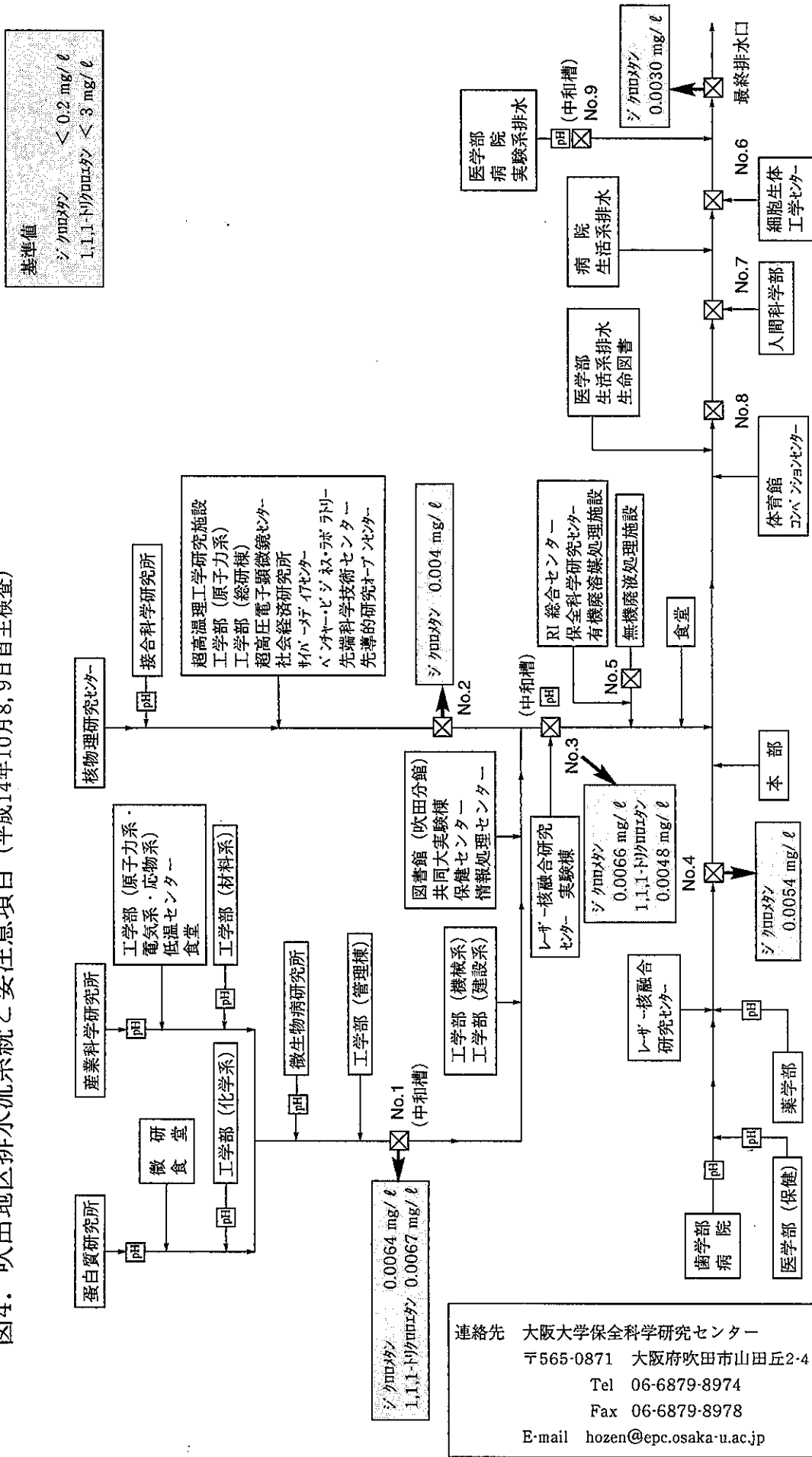


図4. 吹田地区排水系統と要注意項目 (平成14年10月8, 9日自主検査)



基準値
シクロキサノ $< 0.2 \text{ mg/l}$
1,1,1-トリクロロエタン $< 3 \text{ mg/l}$

連絡先 大阪大学保全科学研究センター
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-4
Tel 06-6879-8974
Fax 06-6879-8978
E-mail hozen@epc.osaka-u.ac.jp